

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和5年度分)

＜県の評価等＞

施設所管部名: 農林水産部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県地方卸売市場 (松阪市小津町 800 番地)
指定管理者の名称等	みえ中央市場マネジメント株式会社 代表取締役 仲川恵三 (松阪市小津町 800 番地)
指定の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 市場事業の実施に関する業務 2 市場内での業務の承認等に関する業務 3 施設の利用の許可等に関する業務 4 利用料金の收受等に関する業務 5 施設の維持管理等に関する業務 6 その他県が市場の管理運営上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R4	R5	R4	R5	
1 管理業務の実施状況	B	B	+	+	<p>○施設の利用許可や営業承認等に関する業務について、取扱基準・事務処理要領に基づき、事業者に対して適切に事務手続きを行っている。</p> <p>○施設の維持管理等に関する業務について、自主的な定期巡回点検と専門業者による保守管理により、異常箇所の早期発見に努め、延べ 123 件の小規模修繕工事を迅速に行うなど、市場施設の維持管理に努めている。</p> <p>○HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を推進するため、場内巡視や事業者への指導を行っている。また、場内の分煙化に関する取組も進めており、県の食品流通を担う市場施設の機能改善を図っていることから+評価とした。</p>
2 施設の利用状況	B	B			<p>○施設利用面積比率について、既存事業者における利用が継続されており、実績は 92.4%と目標である 90%を超え市場施設の有効利用を図っている。</p>
3 成果目標及びその実績	C	C	+	+	<p>○県が設定する成果目標について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場施設の活用 (目標:施設利用面積比率 90%以上) 令和5年度末時点の施設利用面積比率は、92.4%と目標を達成し、十分に施設を活用している。 ・親しまれる市場づくり (目標:市場の交流人口を年間延べ3万人以上) 市場の交流人口の延べ数は 29,869 人とどまり、目標が達成できなかったものの、提案型事業目標である市民向け公開講座として開催した「いちばの料理教室」やホームページ・SNSの利活用等によるPR活動に取り組み、令和4年度と比較して、交流人口が 4,799 人増加している点を評価し、+評価とした(前年比 19.1%増)。

				<p>○指定管理者からの提案型事業目標について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民向け公開講座等の開催 (目標:年間12回以上) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により、「いちばの料理教室」を再開したが、年間の開催回数は6回にとどまり、目標が達成できなかった。一方で、対面開催が難しい時期(年度の前半)はレシピ動画を6件作成し公開するなどの工夫が見られた。 ・売買参加者の新規登録者数 (目標:年間2者以上) パンフレットの配布によるPR活動の結果、新規登録者数は2者となり、目標を達成している。 ・市場からのごみ排出量 (目標:年間1,000t以下) ごみ排出量は785tとなり、目標を達成している。
--	--	--	--	---

※「評価の項目」の県の評価 :

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

<p>総括的な評価</p>	<p>①県が設定する成果目標について、「市場施設の活用(施設利用面積比率)」は92.4%と目標である90%を超えており、目標を達成している。一方で、「親しまれる市場づくり(市場の交流人口)」は、新型コロナウイルス感染症の影響が残るなか、令和4年度より改善しているものの、達成率は99.6%とわずかに目標に届かなかったが、「いちばの料理教室」等の集客型イベントの開催やホームページ・SNSの利活用等の活動により、市場活性化に向け工夫し取り組んでいる点を評価し、「成果目標及びその実績」について+評価とした。</p> <p>②指定管理者からの提案型事業目標について、「売買参加者の新規登録者数」と「市場からのごみ排出量」は目標を達成している。一方で、「市民向け公開講座等の開催」は目標を達成できなかったが、公開講座の代替として、レシピ動画の作成及び公開等、工夫した取組を行っている。</p> <p>③管理運営業務について、市場内事業者の利用許可・営業承認業務等を適切に実施し、県が行う大規模修繕では、場内事業者との調整を適切に行うとともに、指定管理者による小規模修繕(年間延べ123件)により、市場施設の維持・管理を十分に行っている。さらに、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を推進するため、巡視や指導を行っており、市場施設内の衛生管理の徹底を図っていることを総合的に評価し、「管理業務の実施状況」について+評価とした。</p> <p>④今後も引き続き、インターネットやSNSを利活用したPR活動を実施するとともに、場内事業者と連携し、市場の魅力発信や消費者との交流等の取組がより一層進むことを期待する。</p>
---------------	--

<指定管理者の評価・報告書(令和5年度分)>

指定管理者の名称: みえ中央市場マネジメント株式会社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①管理運営事業の実施に関する業務

(管理運営体制及び職員配置)

- ・運営体制は、役員 12 名の内の1名を常勤の常務取締役として実務を担当させ、「総務・精算事業課」(課長1名・正社員1名・契約社員1名、非常勤社員2名)、「業務課」(課長1名・課長代理2名)、「市場協力会事務局」(事務局長1名・非常勤社員1名)の2課1事務局体制で業務を行った。
- ・営業日は、市場の開場日とし、年度合計で青果部 250 日、水産物部 251 日であった。なお、勤務時間は、開場日の平日は午前8時 30 分から午後5時まで、土曜日は午前8時 30 分から午後3時までとした。
- ・毎月1回、県との定例会議を開催し、三重県地方卸売市場の適正かつ健全な運営や関係する組織等の情報共有等を行った。

(人材の育成・確保)

- ・指定管理者としての業務を的確に推進していくために、社内ミーティングや新設した課長・事務局長会議を、それぞれ月2回行い、情報の共有、業務や成果目標の進捗状況、スケジュール表の確認等を徹底した。
- ・目標シートに基づき、常務取締役が社員一人一人と面談し、年度終了時に自己目標の達成度合いと成果について検証するとともに、職務意欲向上に努めた。
- ・社員のマネジメント能力や人権意識の向上等に向けて、研修会や先進地調査等に延べ 39 人参加させるとともに、OJTの実践等に努めた。
- ・当社において、ガバナンスの強化や風通しのよい職場づくりなどが急務であったことから、人事異動を行うなど、人心一新を図った。
- ・社内事務の効率化を図るため、社員間の情報共有の円滑化に向けたグループウェア導入や社会保険に関する手続きにおいて、e-Gov電子申請を利用するなど、事務のIT化を進めた。
- ・就業規則について、昨今の社会情勢の変化に適したものにするため、見直しと改訂を行った。

(施設の利用許可及び営業承認業務)

- ・市場施設の利用許可や事業者の営業承認業務については、基本協定書の業務仕様書のほか、「三重県地方卸売市場に係る市場施設の利用許可及び市場内での営業承認等取扱基準」や「三重県地方卸売市場事務処理要領」等に基づき、公平・公正かつ迅速に行った。
- ・適正な市場秩序の保持に向けて、各種会議で議論し、通知文書を場内に掲示するとともに、市場関係者に注意喚起等を行った。
- ・三重県地方卸売市場条例を遵守するとともに、公表・報告しなければならない事項等について、場内事業者にも周知徹底した。
- ・営業承認取消し等の不利益処分に該当する事象はなかった。
- ・未貸付事務所の調査を行い、未貸付事務所内の状況等を把握した。また、機械室・休憩室に放置された大型ごみ、発泡スチロール等の粗大ごみを清掃した。
- ・市場施設の利用許可を 53 件(新規3件、継続 50 件)行った。
- ・営業承認件数の増減は下表のとおり。

	令和6年4月1日現在の 事業者数	令和5年4月1日現在の 事業者数 増減	増 減
仲卸業者	9	9	±0
売買参加者	220	234	△14
買出人	142	159	△17
関連事業者	18	18	±0

(新規入場者の確保)

- ・新規入場者の確保や施設利用率の向上に向けて、社長が積極的にトップセールスを行うなど、誘致活動を実施したが、新規入場には至らなかった。

(売買参加者・買出人の増加)

- ・売買参加者等の新規加入を図るため、市場流通の仕組みや卸売会社、仲卸会社等を紹介する市場パンフレットを更新し、「農大祭 & 西山農業祭り」や「武四郎まつり」等、PRの機会を通じて配布した。新規登録は、売買参加者、買出人ともに2件であった。

(取引の適正化)

- ・売買取引の監視は、監視補助員に委嘱したせり人 41 名(青果 28 名・水産 13 名)が毎開場日(青果部 250 日、水産物部 251 日)に実施した。取引に関する異議申し立てはなかった。
- ・市場協力会・理事会、青果部取引部会及び水産物部取引部会を開催し、適正な取引を指示するとともに、秩序保持に努めた。

(衛生管理の推進)

- ・HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の完全実施に対応するため、研修会(2回)を開催するなど、事業者への啓発等に努めた。
- ・食品衛生法に基づき保健所が実施する施設監視(年間6回)に同行し、その都度、監視結果と今後の対応案を作成し、場内事業者にフィードバックすることで衛生管理意識の醸成を図った。
- ・ハト・カラス対策として、屋根裏への進入防止蓋や鳥よけ金具の設置、巢の撤去に取り組んだ。
- ・ネズミ対策として、市場協力会や場内事業者と連携し、捕獲シートの活用に取り組んだ。

(取引促進と市場流通合理化)

- ・通いコンテナ流通については、地場野菜・果実や市場周辺の軟弱野菜で定着しており、梱包資材の削減による合理化が図られている。
- ・県のスマート流通等モデル事業に、場内事業者と連携して協力するとともに、取引拡大に向けた先進的な取組を場内事業者に紹介した。
- ・県内3つの地方卸売市場の開設者等で構成された、県が実施する「三重県卸売市場連絡会議」に参画した。
- ・市場の取扱量の拡大を図るため、県、卸売会社及び当社で構成する「三重県地方卸売市場のあり方に関する検討会」で、「市場出荷における有利性」を示したパンフレットを作成し、ホームページでの掲載や市町、関係会社、関係団体等へのPRを行った。
- ・国道 23 号線中勢バイパスや国道 23 号線へのアクセス道路改修等に向けた松阪市への要望については、松阪市及び地元の気運醸成等がみられなかったため行わなかった。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

(委託業務)

- ・施設保安管理、電気保安管理、消防用設備保守管理、冷凍設備点検保守管理等、専門的な知識が必要な業務については、16 件の業務を専門業者へ委託し、異常箇所の早期発見と迅速な修繕等に引き続き取り組んだ。
- ・上記に加えて、特に重要な電気、給水、ガス等については、「保安警備作業基準」や「電気機械設備運転監視及び建築物等における自主保守管理作業基準」に基づき、施設管理委託業者による定時巡回と報告の徹底、市場関係者からの通報、社員等による定期巡回により、異常箇所の早期発見、故障の未然防止に努めた。

(県工事への対応)

- ・県と連携し、場内事業者の意見等もふまえて改修工事の順位付けを行い、調整を図った。
- ・県工事(屋根用断熱材除去、排水機場ポンプ分解整備、場内蛍光灯のLEDへの更新、管理棟電気設備更新及び自家発電設備修繕、シャッター更新、工業用水浄化設備設計業務等)の施工業者に協力し、円滑な工事運営が図られた。

(小規模修繕工事)

・修繕要望については、入居関係事業者が仕事に専念できるよう、特に衛生面や交通の安全面に配慮し、可能な限り迅速に対応し、延べ 123 件、税込事業費 34,169 千円の工事・調査を行った。主な工事等の内容は、次のとおりである。

- ①令和4年度に実施した場内一斉停電電気点検の際に発生した、緊急時場内送電用の自家発電設備の故障について、精密点検調査を行った。
- ②関連商品売場棟渡り通路の西側屋根が経年劣化により破損し、雨漏りが発生しているとの通報があったため、修繕工事を実施した。
- ③給水施設受水槽に設置された給水用電動弁が雨水の浸入により故障したため、給水用電動弁の取替え工事を実施した。
- ④場内一斉停電時の電気設備点検に伴い、有効期限切れの電器計器(10 台)の交換工事を実施した。
- ⑤水産卸売場に設置された卸売会社の現場事務所が老朽化しているため、内装や照明器具等の改修工事を実施した。
- ⑥消防用設備点検の結果、不良箇所が確認されたため、誘導灯設備、自動火災報知設備等の修理工事を実施した。
- ⑦場内各所の側溝(旧汚水処理施設付近、排水機場付近等)が破損陥没し、車両が通行するうえで危険な状態であったことから、修繕工事を実施した。

(建築基準法第 12 条に基づく定期点検)

・業者に委託し、建築設備定期点検を実施した。

(危機管理)

- ・新型コロナウイルス感染症等に対する「事業継続計画(BCP)」の評価・検証について、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことなどから、見直しや修正は行わなかった。
- ・新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの患者数の推移等について、社内や市場内の会議等、さまざまな機会を捉えて情報共有するなど、感染拡大防止に努めた。
- ・市場における防火対策として、各事業所において火災を発生させない、早目の通報・避難の実施、火災を初期の段階でくい止めるなどを盛り込んだ注意文書を市場協力会と連携して作成し、場内事業者に出するとともに、市場協力会・臨時理事会において周知徹底した。
- ・社内に防火管理者を配置するとともに、「三重県地方卸売市場危機管理マニュアル」(以下「危機管理マニュアル」)に基づいた自衛消防訓練を消防署と連携して実施し、通報・避難・消火訓練を行うとともに、防火・防災教育の一環として応急担架での搬送や三角巾の取扱い等について学び、緊急事態等に備えた。
- ・南海トラフを震源とする巨大地震や大津波、火災、テロ災害等の非常事態に備え、「危機管理マニュアル」の見直しを行った。
- ・ごみ集積所の「木くず置場」に、木製及び樹脂製の廃パレットが混在して置かれていたことから、市場協力会から場内事業者に対して指導し、木製パレット以外の廃棄物を処分させた。
- ・パレットの荷崩れ対策として、保管のための積み上げ高さを、15 枚以下にすることについて、市場協力会において決定した。
- ・フォークリフトによる事故防止対策として、場内事業者を対象に、フォークリフト安全講習会を実施した。
- ・不慮の災害や事故に対応するため、当社及び県の責任にも対応できる施設賠償責任保険(「総合賠償責任保険」)に加入した。

③県施策への配慮に関する業務

(環境経営の推進)

- ・昼休み消灯等のCO2削減対策、ごみ削減による場内の廃棄物排出量削減、節電・節水の呼び掛けや3R運動の推進等の啓発・教育活動を目標とした、「みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード(M-EMS)」のステップ1に適合する環境マネジメントシステムを構築し、活動した結果、目標を達成した。

(男女共同参画)

- ・市場マネジメント勉強会メンバーの女性比率は、50%である。

(地域との連携)

- ・地域貢献の一環として、場外の土地や道路等の清掃・除草活動等を実施した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

(情報公開)

- ・「三重県地方卸売市場の管理に関する情報公開実施要領」に基づき、管理文書目録及び件名目録を公表した。
- ・情報開示請求への適切な対応と、市場ホームページ等を活用した積極的な情報発信に努めた。
- ・「三重県地方卸売市場の管理に関する文書整理保存要領」、「事務決裁に関する社内規程」及び「文書の取扱いに関する社内規程」の遵守に努めた。

(個人情報の保護)

- ・基本協定書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、個人情報保護責任者を任命して個人情報の管理に努めた。
- ・「個人情報の保護に関する社内規程」を遵守するほか、OJT等によって、情報の漏洩や不当利用の防止に努めた。

⑤その他の業務

(市場活性化委員会の運営)

- ・「市場活性化委員会」を6回開催し、一般向けの見学会や「いちばの料理教室」の実施等、市場活性化に向けた取組に関する事項について協議するとともに、施設の整備や改修、HACCPへの対応状況、新型コロナウイルス感染症への的確な対応等について情報共有を行った。

(場内情報の共有化)

- ・メール環境の整っている場内事業者へ活性化委員会の資料等を送信するとともに、メール環境が整っていない場内事業者については文書の送付や直接説明に赴くといった手法で情報共有を行い、情報伝達のもれがないように努めた。
- ・さまざまな機会を捉えて、新型コロナウイルス感染症の現状や対策等についての情報共有を行った。

(市場マネジメント勉強会の運営)

- ・「環境や衛生管理にかかる研修会」(2回)や「地方卸売市場のスマート流通セミナー」等を活用して、役員等の資質向上を図った。

(開かれた市場づくり)

- ・「いちばの料理教室」について、食育に関する観点を盛り込むとともに、参加者の対象年齢層を広げ、SNSで情報発信してもらえるよう工夫した。なお、「いちばの料理教室」を再開するまでの期間は、料理のレシピ動画(6件)を作成し、発信した。

(交流促進と情報発信)

- ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行をふまえて、市場見学会を再開し、ホームページで周知するとともに、近隣の市町立小学校に案内した。
- ・市場見学会や「いちばの料理教室」の開催等について、ホームページやSNSによる情報発信に積極的に取り組んだ。また、市場の旬の食材の情報発信においては、安全・安心の観点も加えて、発信した。さらに、これらの情報について、引き続き、三重県の関係サイトでの発信を依頼した。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による、「にぎわい市場デー」を中止したこと等により、成果目標である「市場の交流人口」(年間延べ3万人以上)は、年間 29,869 人、独自達成目標として掲げている「関連商品売場棟への一般入場者数」(年間6千人以上)は、年間 5,890 人と、いずれも目標を達成できなかった。

- ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行をふまえて再開した市場見学会や「いちばの料理教室」、農業大学校での講義等を実施した結果、受入れ等の人数は、139名であった。
- ・ホームページやSNSで情報発信した結果、ホームページアクセス数は11,409件(前年度比+518件)、SNS交流人口は7,711名(前年度比+1,867名)であった。

(清潔な市場づくり)

- ・市場協力が中心となって、定められた場所での喫煙の徹底や廃パレットの処分及び不法廃棄物の撲滅等を進めた。
- ・毎月1回、場内美化日を設定し、市場内外のごみを回収した。
- ・HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の完全実施に対応するため、施設の整理・整頓を呼び掛け、衛生管理の徹底を促した。
- ・市場敷地内の景観保持のため、除草等を行った。
- ・場内での環境・衛生管理等への取組について、事業者間で情報共有し、環境に配慮した清潔な市場づくりへの取組を促進するため、研修会を開催した。

(社会貢献活動)

- ・津波避難階段(避難タワー)を活用した地域住民の方々と一体となった津波避難訓練は、開催時期と避難タワーの点検時期が重なったため実施できなかった。

(2)施設の利用状況

(施設利用率の向上対策)

- ・施設利用面積比率を90%以上にすることを目標に、「市場施設利用料金の減免基準」を活用して入居を促進した結果、年度末の施設利用面積比率は92.4%と、県が設定する目標を達成した。
- ・施設利用面積比率が特に低い関連商品売場棟を中心に、社長が積極的にトップセールスを行うなど、誘致活動を実施したが、新規入場には至らなかった。

表 施設利用面積比率の詳細

(単位:%)

施設名	令和6年3月 31日利用率	令和5年3月 31日利用率	令和4年3月 31日利用率	令和3年3月 31日利用率	(参考) 平成21年3月 31日利用率
卸売業者売場	100	100	100	100	100
低温売場(青果)	100	100	100	100	100
水産低温売場	100	100	100	100	(平成22年 7月新設)
仲卸業者売場	88.9	88.9	88.9	88.9	53.2
買荷保管積込所	100	100	100	100	82.6
青果保冷配送施設	100	100	100	100	100
倉庫	93.4	93.4	93.4	93.4	47.4
冷蔵庫	100	100	100	100	100
関連商品売場棟	67.5	67.5	64	64	60.1
業者事務所	96.7	96.7	96.7	96.7	68.6
金融機関事務所	100	100	100	100	100
加工施設(青果)	100	100	100	100	80.1
水産加工施設	89.9	89.9	89.9	100	100
施設利用面積比率	92.4	92.4	91.8	92.1	—

2 提案型事業の実施状況

(1) 市民向け公開講座等の開催(年間 12 回以上) (いちばの料理教室の開催)	
<ul style="list-style-type: none"> ・「いちばの料理教室」について、食育に関する観点を盛り込むとともに、参加者の対象年齢層を広げ、SNSで情報発信してもらえるよう工夫して開催した(6件)。なお、「いちばの料理教室」を開催するまでの期間は、料理のレシピ動画(6件)を作成し、発信した。 ・「いちばの料理教室」の開催等について、ホームページやSNSの利活用等により、引き続き、情報発信に積極的に取り組んだ。 	
(2) 売買参加者の新規登録者数の増加 (売買参加者の新規登録者数を年間2者以上にする)	
売買参加者増加プロジェクトチームの活動 (市場を紹介するパンフレットの作成・配布) <ul style="list-style-type: none"> ・市場流通の仕組みや市場内の卸売会社、仲卸会社等を紹介する「市場パンフレット」を更新し、さまざまな機会を通じて配布するとともに、市場ホームページを活用して情報の提供を行った。 ・市場をPRするため「農大祭 & 西山農業祭り」や「武四郎まつり」に参加・出展し、パンフレットの配布を行った。 ・このような取組を行った結果、売買参加者の新規登録数は2者となり、目標を達成した。 	
(3) 市場からのごみ排出量の維持 (市場からのごみ排出量を 1,000t以下に維持する)	
(ごみ従量制の維持) <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年8月からごみ従量制に移行し、9年目となった。 ・平成 27 年以降、市場からのごみ排出量は大幅に減少しており、ごみ排出量は 785t(基準年の 29.6%)と、目標を達成した。 ・青果ごみ消滅処理機を活用し、市場外へのごみ排出量削減に努めた。 ・場内に不法投棄されたパレットを、場内事業者と連携し、すべて処分した。 	

3 利用料金の収入の実績

<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用料金収入は、計画より 55 万9千円多い、1億 9,395 万9千円となった。また、その他収入は、計画より 2,472 万3千円少ない、8,161 万7千円となった。総収入は、計画より 2,416 万4千円少ない、2億 7,557 万6千円となった。 ・施設利用料金の未収額はなかった。 ・自主事業として、製氷事業の経営を継続している。

4 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:千円)

	収入の部		支出の部		
	R4	R5		R4	R5
指定管理料	0	0	事業費	47	751
利用料金収入	193,245	193,959	管理費	264,197	256,637
その他の収入	89,923	81,617	その他の支出	0	0
合計 (a)	283,168	275,576	合計 (b)	264,244	257,388
収支差額 (a)-(b)	18,924	18,188			

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

5 成果目標とその実績

<p>成果目標</p>	<p>(1)市場施設の活用(施設利用面積比率を90%以上) (2)親しまれる市場づくり(市場の交流人口を年間延べ3万人以上) (3)提案型事業の目標 ア 市民向け公開講座等の開催 年間12回以上 イ 売買参加者の新規登録者数を年間2者以上 ウ 市場からのごみ排出量を年間1,000t以下に維持</p>
<p>成果目標に対する実績</p>	<p>(1)利用料金28%軽減措置を継続するとともに、「市場施設利用料金の減免基準」のPRを行った。施設利用面積比率は92.4%と、目標の90%以上を達成した。 (2)市場見学会の再開や「いちばの料理教室」の開催、「農大祭&西山農業祭り」や「武四郎まつり」への参加・出展、ホームページやSNSを利活用した情報発信等に取り組んだ。市場の交流人口は、令和4年度に比べ4,799人増加の29,869人となったが、「にぎわい市場デー」の中止により、年間延べ3万人以上という目標にはわずかに届かなかった。 (3)提案型事業の目標 ア:新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行をふまえて「いちばの料理教室」を再開するにあたり、食育に関する観点を盛り込むとともに、参加者の対象年齢層を広げ、SNSで情報発信してもらえるよう工夫した。 「いちばの料理教室」の開催等について、ホームページやSNSによる、情報発信に積極的に取り組んだ。また、市場の旬の食材の情報発信においては、安全・安心の観点も加えて、発信した。さらに、これらの情報について、引き続き、三重県の関係サイトでの発信を依頼した。 なお、「いちばの料理教室」を開催するまでの期間は、料理のレシピ動画(6件)を作成し、発信した。 イ:売買参加者の新規登録者数は、年間2者となり、目標を達成した。 ウ:ごみ従量制を実施して9年目となり、ごみ排出量は785tで、目標を達成した。また、これは、基準年である平成24年度2,877tの29.6%であった。</p>
<p>今後の取組方針</p>	<p>令和6年度からの成果目標及び取組方針は、次のとおりである。 (1)市場施設の活用(施設利用面積比率90%以上) 市場施設の活用に向けて、利用料金28%軽減措置を継続するとともに、さらなる軽減等について検討する。また、特に施設利用面積比率が低い関連商品売場棟についても軽減措置の対象とすることも視野に入れ、施設利用面積比率の向上に向けた取組を進める。 (2)親しまれる市場づくり (場内イベントや場外での活動 年間の開催・参加回数15回以上) 「いちばの料理教室」について、内容や開催規模を精査し、より多くの消費者に県内で流通する旬の農水産物の魅力や調理法を知ってもらえるよう努める。 また、若い世代に市場や食品流通に興味を持ってもらうため、「市場見学会」を企画し、小学校から高等教育機関に対して勧める。 場外活動においては、「農大祭&西山農業祭り」や「武四郎まつり」等のイベントに積極的に参加し、市場のしくみや県産農水産物のPR活動を実施する。 (3)提案型事業の目標 ア ホームページやSNS等を利活用した情報発信(年間30回以上) 上記(2)で記載の場内イベントの実施や場外活動への参加内容に加えて、実際に現場で働く場内事業者から収集した市場ならではの安全・安心な旬の食材の情</p>

	<p>報について、積極的に発信する。</p> <p>イ 県市場からのごみ排出量(年間 750t以下に維持) ごみの従量制を継続するとともに青果ごみ消滅処理機の活用を推進し、市場からのごみ排出量の削減をさらに進める。</p> <p>ウ HACCPに関連した啓発活動等実施(年間 12 回以上) 生鮮食料品を取り扱う施設としてHACCPに取り組み、衛生管理の徹底を図るため、食品衛生法に基づき保健所が実施する施設監視に同行し、監視結果と今後の対応案をその都度作成し、場内事業者フィードバックする。また、フィードバック後の現場対応や課題の整理について、場内事業者と協力しながら進める。</p> <p>エ 県市場活性化に向けた市場関係事業者等との会合等(年間 12 回以上) 「市場活性化委員会」(構成:卸売会社、仲卸組合及び小売商組合代表、関連事業者代表、当社)等の開催や、先進事例の調査研究会等を実施する。</p>
--	---

6 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	R4	R5	
1 管理業務の実施状況	B	B	・「指定管理者業務計画書」の「管理業務の実施計画」に掲げた管理運営事業の実施に関する業務等、5つの業務(25 細目)のすべてに取り組むことができた。
2 施設の利用状況	B	B	・施設利用面積比率については、令和4年度と同様に 92.4%となり、目標の90%以上を達成した。
3 成果目標及びその実績	C	C	<p>・成果目標に対する実績については、次のとおり、5項目のうち3項目は目標達成し、2項目は目標未達成であった。</p> <p>(1)市場施設の活用(施設利用面積比率を 90%以上) ⇒実績:92.4%【達成】</p> <p>(2)親しまれる市場づくり(市場の交流人口を年間延べ3万人以上) ⇒実績:29,869 人【未達成】</p> <p>(3)提案型事業の目標 ア:市民向け公開講座等の開催 年間 12 回以上 ⇒実績:6回【未達成】 なお、公開講座である「いちばの料理教室」を再開するまでの間は、「いちばの料理教室」レシピ動画(6件)を作成し、ホームページやSNSを利活用し、情報発信に積極的に取り組んだ。</p> <p>イ:売買参加者の新規登登録数を年間2者以上 ⇒実績:2者【達成】</p> <p>ウ:市場からのごみ排出量を年間 1,000t以下に維持 ⇒実績:785t【達成】</p>

※評価の項目「1」
の評価 :

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 業務計画を順調に実施している。
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」
「3」の評価 :

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 当初の目標を達成している。
「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

<p>総括的な 評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定管理者業務計画書」に掲げたすべての管理業務に取り組んだ結果、「市場施設の活用(施設利用面積比率)」、「売買参加者の新規登録者数」、「市場からのごみ排出量」の3項目については目標を達成した。一方、「親しまれる市場づくり(市場の交流人口)」と「市民向け公開講座等の開催」については、「にぎわい市場デー」の中止による減少分を補うため、「いちばの料理教室」の実施やホームページ・SNSの利活用等に力を入れたものの、未達成となったため、今後の活動方針について精査する必要がある。 (詳細説明) ・利用料金の軽減を維持するとともに条例、規則、指定管理者の制定した要領や社内規程に基づき、管理運営業務を公平、公正に行ったことから、運営に関する苦情はなかった。 ・施設の維持管理では、電気機械設備や給水施設等の重要な施設について専門業者に委託して管理するなど、適正に実施できた。 ・小規模修繕工事については、場内事業者が仕事に専念できるよう、特に作業や交通の安全面及び衛生面に配慮するなど、場内事業者からの改修要望等に迅速に対応した。経年劣化による施設の不具合や中央監視システム異常のうち緊急を要する場合は、指定管理者として、自力で工事等を実施した。 ・市場活性化委員会など場内関係者全体が議論し、合意形成を図り、実行に移していく仕組みづくりができた。 ・成果目標については、場内での議論、専門家の意見も参考にしながら、目標達成に向け努力を続けていく。
--------------------	---